

《記載例と解説》

避難確保計画

(医療施設)

対象災害 : 洪水 ・ 高潮 ・ 土砂災害

(対象となる災害に○をつける)

袖ヶ浦病院 (施設名)

令和4年4月 作成

—目次—

1. 計画の目的・報告	1
2. 計画の適用範囲	1
3. 防災体制	4
4. 情報収集及び伝達	7
5. 避難誘導	8
6. 避難の確保を図るための施設の整備	10
7. 防災教育及び訓練の実施	11
8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）	12
別紙 防災体制一覧表（自衛水防組織を設置しない場合）	14
外部機関等への緊急連絡先一覧	14

※自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

- ・洪水、高潮が対象となる場合
要配慮者利用施設には、自衛水防組織設置の努力義務が課せられています
（水防法第15条の3第7項）
- ・土砂災害が対象となる場合
要配慮者利用施設には、自衛水防組織設置の努力義務規定はありません。

【添付資料（袖ヶ浦市への提出は不要）】

■施設利用者緊急連絡先一覧表

■緊急連絡網

■対応別避難誘導方法一覧表

1. 計画の目的・報告

- この計画は、本施設における利用者の洪水時・高潮時・土砂災害発生時または土砂災害のおそれがある場合の、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
 ※関連法：水防法
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）
- また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水や土砂災害等に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。
- 計画を作成または必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を袖ヶ浦市長へ報告する。

《解説と記載方法》

- ・ 要配慮者は一般の住民より避難に多くの時間を有するため、災害が発生した場合に深刻な被害が生じるおそれがあります。要配慮者の確実な避難の確保を図るため、水防法及び土砂災害防止法では、市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他主として防災上の配慮を要するものが利用する施設）の所有者または管理者に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられています。
- ・ 対象となる災害種別に合わせて下線部を修正します。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、本施設に勤務または利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input checked="" type="checkbox"/> 非木造	階数	<u>2</u> 階建て	使用階	___階	
患者	昼	<u>50</u> 名	夜間	<u>20</u> 名	休日	<u>70</u> 名

施設職員		<u>10</u> 名		<u>5</u> 名		<u>15</u> 名
------	--	-------------	--	------------	--	-------------

《解説》

- ・施設の利用者や従業員数を把握し、施設に規模に応じた計画を策定することが重要です。
- ・利用者が曜日によって変動する場合、夜間に職員数が減る場合などの対応策を検討しておく必要があります。

【対象となる災害種別】

洪水 <input checked="" type="checkbox"/>	浸水深の想定		
	<input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input checked="" type="checkbox"/> 0.5~3.0m <input type="checkbox"/> 3.0m以上		
高潮 <input type="checkbox"/>	浸水深の想定		
	<input type="checkbox"/> 0.5m未満 <input type="checkbox"/> 0.5~3.0m <input type="checkbox"/> 3.0m以上		
土砂災害 <input checked="" type="checkbox"/>	がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	<input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域
	土石流	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域
	地すべり	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域

《解説と記載方法》

- ・「そでMAP」、「千葉情報マップ」、「重ねるハザードマップ」等を利用して施設の所在地の災害種別を確認します。
- ・水害が対象の場合、施設での最大浸水深を確認します。

※袖ヶ浦市では小櫃川及び浮戸川で想定最大規模の洪水が発生した場合に、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を地域防災計画に位置付けています。

■ 事前休業の判断について（該当する場合のみ記載）

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画運休が予定されている場合、通院（所）部門は臨時休業を判断する。

または午前 8 時の時点で、「袖ヶ浦市」に以下のいずれかが発令されている場合も同様とする。

- ・暴風警報または特別警報、大雨警報または特別警報
- ・その他（ 大型台風の接近 ）

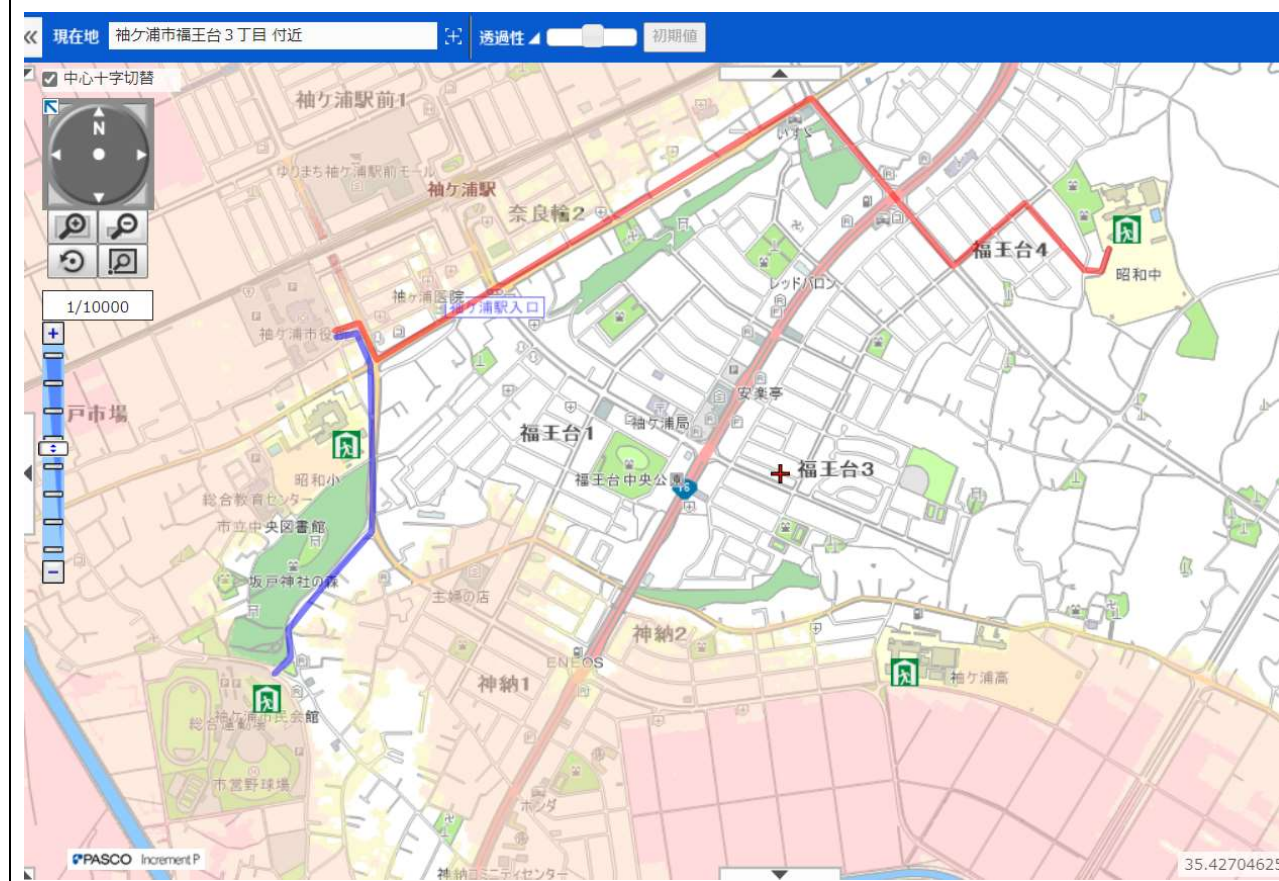
【別紙1 施設周辺の避難経路図】

災害のおそれがある場合の避難場所は、ハザードマップの浸水想定区域・土砂災害警戒区域等から、以下の場所とする。

避難経路図

袖ヶ浦病院～市民会館（洪水、土砂災害対象）

袖ヶ浦病院～昭和中学校（洪水、土砂災害対象）



《解説と記載方法》

- ・「そでMAP」、「千葉情報マップ」、「重ねるハザードマップ」等を利用し、施設から最寄りの避難場所までのルートを確認します。
- ・ルートを作成する場合は浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険な場所をできるだけ避けるようなルートを考えます。
- ・避難場所が使用できないことを考慮し、各災害種別に対して2箇所の避難場所を選定しておきます。
- ・出来るだけ下記の公民館から1箇所を避難先に指定してください。
(市民会館、長浦公民館、根形公民館、平岡公民館、平川公民館)

3. 防災体制

《洪水が対象の場合》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 【警戒レベル2】洪水注意報の発表 ・ 対象河川の氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報）の発表	・ 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	洪水警報（警戒レベル3相当情報）の発表	・ 洪水予報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 入院（所）家族への事前連絡	
		・ 外来診療中止の掲示	
		・ 周辺住民への事前協力依頼	避難誘導要員
・ 使用する資機材の準備			
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 対象河川の氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
		・ 施設全体の避難誘導	
	以下のいずれかに該当する場合 ・ 対象河川の氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報）の発表 ・ 【警戒レベル4】避難指示の発令	・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員
		・ 緊急安全確保措置 （その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。）	

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者（または自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

3. 防災体制

《高潮が対象の場合》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※	
注意体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 【警戒レベル2】高潮注意報の発表 ・ 台風情報の発表	・ 高潮関連情報の収集	情報収集伝達要員	
警戒体制	高潮注意報※の発表 ※警報基準に6～24時間後に切り替える可能性が高いもの。(警戒レベル3相当情報)	・ 高潮関連情報の収集	情報収集伝達要員	
		・ 入院(所)家族への事前連絡		
		・ 外来診療中止の掲示		
		・ 周辺住民への事前協力依頼	避難誘導要員	
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 高潮警報(警戒レベル4相当情報)の発表 ・ 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員	
		以下のいずれかに該当する場合 ・ 高潮特別警報(警戒レベル4相当情報)の発表 ・ 【警戒レベル4】避難指示の発令	・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員
		以下のいずれかに該当する場合 ・ 高潮氾濫発生情報(警戒レベル5相当情報)の発表 ・ 【警戒レベル5】緊急安全確保の発令(必ず発令される情報ではないことに注意)	・ 緊急安全確保措置 (その時点でのいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。)	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者(または自衛水防組織の統括管理者)の指揮命令に従うものとする。

3. 防災体制

《土砂災害が対象の場合》

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員※
注意体制	【警戒レベル2】大雨注意報の発表	・ 気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・ 大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報）の発表 ・ 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）の発表	・ 気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
		・ 入院（所）者家族への事前連絡	
		・ 外来診療中止の掲示	
		・ 周辺住民への事前協力依頼	避難誘導要員
非常体制	【警戒レベル3】高齢者等避難の発令	・ 要配慮者の避難誘導	避難誘導要員
	以下のいずれかに該当する場合 ・ 【警戒レベル4】避難指示の発令 ・ 大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報）の発表	・ 施設全体の避難誘導	避難誘導要員
	【警戒レベル5】緊急安全確保の発令（必ず発令される情報ではないことに注意）	・ 緊急安全確保措置 （その時点にいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等すること。必ずしも身の安全を確保できるとは限らない。）	避難誘導要員

※ 自衛水防組織を設置した場合には、それぞれ対応する自衛水防組織の班編成及び要員の配置を記述する。上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

《解説と記載方法》

- ・対象とする災害種別ごとに防災体制シートを作成します。（対象ではない災害種別のシートは削除します。）
- ・シートには一般的な体制確立の判断時期、活動内容、対応要員を記載しています。各施設の実情に応じて修正を行ってください。
- ・気象庁が発表する警報・注意報については、以下のホームページで各地の発表基準が確認できます。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index.html

- ・河川の水位情報は、以下のホームページから入手することができます。

<http://www.river.go.jp/>

- ・大雨の危険度、土砂災害の危険度は気象庁の「キキクル」で確認することができます。

https://www.jma.go.jp/bousai/risk/m_index.html

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
洪水予報、水位到達情報 土砂災害警戒情報	テレビ、防災行政無線、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報（避難指示等）	テレビ、ラジオ、袖ヶ浦市ホームページ、緊急速報メール、防災行政無線、袖ヶ浦市生活安全メール 等

- 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面の危険な前兆が無いかな等を施設内から確認を行う。
- 次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、袖ヶ浦市からの情報を待つことなく避難を開始する。

代表的な土砂災害の前兆現象

- ・ がけの表面に水が流れ出す
- ・ 小石がパラパラと落ちる
- ・ 樹木が傾く
- ・ 樹木の倒れる音がする
- ・ 斜面が膨らみだす
- ・ 家や擁壁に亀裂が入る
- ・ がけや斜面から水が噴き出す
- ・ 井戸や沢の水が濁る
- ・ 樹木の根の切れる音がする
- ・ がけに割れ目が見える
- ・ 地鳴りがする
- ・ 地面が揺れる

《解説》

- ・ 災害時には停電の発生により通常の連絡手段がとれなくなることも考えられるため、停電時においても情報収集ができるよう検討しておく必要があります。
- ・ 台風の通過中や雨が強く降っている時には、外に出ることが危険である可能性があるため、施設内から確認するなど安全確保に配慮します。
- ・ 風雨が強い場合、防災行政無線が聞き取りづらい場合があります。確実に情報を受け取れるように「袖ヶ浦市生活安全メール」に登録することをお勧めします。

(2) 情報伝達

- 「緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。
- 避難した場合の避難先等の情報を保護者・家族に連絡する。

《解説》

- ・ 緊急時における連絡体制（連絡網、連絡手段）については、休日や夜間の従業員の勤務状況を踏まえ、あらかじめ定めておく必要があります。
- ・ 避難にあたって人員が不足する場合には、休暇の職員等へ早めの連絡をすることを検討します。
- ・ 利用者の家族には連絡を取れない場合も考慮し、あらかじめ利用者の避難後の引き渡し方法などについて調整しておくことが望ましいです。

5. 避難誘導

■ 避難場所等は以下のとおりとする。

1、立退き避難（水平避難）を行う場合

	避難場所名称	移動距離	移動手段	避難に要する時間
洪水	市民会館	900m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両__台 <input type="checkbox"/> その他 ()	11 分
	昭和中学校	2100m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両__台 <input type="checkbox"/> その他 ()	27 分
高潮		m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両__台 <input type="checkbox"/> その他 ()	分
		m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両__台 <input type="checkbox"/> その他 ()	分
土砂 災害	市民会館	900m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両__台 <input type="checkbox"/> その他 ()	11 分
	昭和中学校	2100m	<input checked="" type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両__台 <input type="checkbox"/> その他 ()	27 分

※避難場所は各災害2箇所選定すること。

《解説と記載方法》

- ・避難所が使用できないことを考慮し、各災害種別に対して2箇所の避難所を選定しておきます。
- ・地図アプリなどを用いて避難場所までの距離、避難に要する時間を確認し、記入します。
- ・徒歩での避難が難しい要配慮者がいる場合には保有車両等を確認し、円滑な避難が行えるよう計画します。
- ・出来るだけ下記の公民館から1箇所を避難先に指定してください。
(市民会館、長浦公民館、根形公民館、平岡公民館、平川公民館)

2、屋内安全確保（垂直避難）を行う場合

	建物名称	避難階	移動手段
洪水	袖ヶ浦市役所	7階	徒歩
高潮		階	
土砂災害	袖ヶ浦市役所	7階	徒歩

※近隣に安全確保できる建物がない場合は記入不要

- 土砂災害については、自宅・施設等が外力により倒壊するおそれがあるため、立ち退き避難が推奨されている。
ただし、施設が土砂災害特別警戒区域に含まれておらず、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保も可能とする。その場合は、備蓄物資を用意する。

《解説》

- ・施設の想定浸水深が3m以上の場合、施設及び近隣に避難できる高い建物がない場合には、避難場所への立退き避難（水平避難）を行います。
- ・屋内安全確保を行う場合には避難が長期化することを考慮し、数日分の食糧や水、その他の必要物資を平時から備蓄します。
- ・近隣の建物への避難を計画している場合には、事前に建物の所有者等に使用の可否を協議します。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、以下の「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧（チェックを入れる）

活動の区分	備蓄品
情報収集・伝達	<input checked="" type="checkbox"/> テレビ、 <input type="checkbox"/> ラジオ、 <input type="checkbox"/> タブレット、 <input type="checkbox"/> ファックス、 <input type="checkbox"/> 携帯電話、 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯、 <input checked="" type="checkbox"/> 電池、 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー
避難誘導	<input checked="" type="checkbox"/> 名簿（従業員、利用者等）、 <input checked="" type="checkbox"/> 案内旗、 <input type="checkbox"/> タブレット、 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話、 <input checked="" type="checkbox"/> 懐中電灯、 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯用拡声器、 <input type="checkbox"/> 電池式照明器具、 <input type="checkbox"/> 電池、 <input checked="" type="checkbox"/> 携帯電話用バッテリー、 <input type="checkbox"/> ライフジャケット、 <input type="checkbox"/> 蛍光塗料 <input checked="" type="checkbox"/> カルテのバックアップデータ（紹介状、処方箋作成用）
施設内の一時避難	<input checked="" type="checkbox"/> 水（1人あたり <u>3</u> ℓ）、 <input checked="" type="checkbox"/> 食料（1人あたり <u>9</u> 食分） <input checked="" type="checkbox"/> 寝具、 <input type="checkbox"/> 防寒具
高齢者	<input type="checkbox"/> おむつ・おしりふき
障がい者	<input type="checkbox"/> 常備薬
乳幼児	<input checked="" type="checkbox"/> おむつ・おしりふき、 <input type="checkbox"/> おやつ、 <input type="checkbox"/> おんぶひも
そのほか	<input type="checkbox"/> ウェットティッシュ、 <input checked="" type="checkbox"/> ゴミ袋、 <input checked="" type="checkbox"/> タオル、 <input checked="" type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> （ ） <input type="checkbox"/> （ ） <input type="checkbox"/> （ ） <input type="checkbox"/> （ ） <input type="checkbox"/> （ ）

浸水を防ぐための対策

土嚢、止水板

そのほか（）

土砂災害に対する避難を確保するための対策※

土嚢、壁の補強、非常用サイレン

そのほか（）

※事前の対策

《解説と記載方法》

- ・ 情報収集・伝達及び避難誘導等に使用する資器材を記載します。☑を入れた資器材は計画の作成に併せて備蓄を行うようにします。
- ・ 施設の実情に応じて必要な資器材がある場合には、各項目に追記します。
- ・ 資器材は災害時に使用することができるよう平時から点検・訓練を行います。

7. 防災教育及び訓練の実施

- 毎年 4 月に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年 10 月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- 本計画に基づく訓練を実施した際は、袖ヶ浦市長へ報告する。

《解説》

- ・ 避難を円滑にかつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。
- ・ 訓練、研修は年1度以上行うことを推奨します。
- ・ 訓練を実施した際には「訓練実施報告書」を使用し、袖ヶ浦市防災安全課までご報告をお願いします。

8. 自衛水防組織の業務に関する事項（自衛水防組織を設置する場合に限る）

《記載例》

- 別添「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
 - ▶ 毎年 月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
 - ▶ 毎年 月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
 - ▶ 自衛水防組織を設置または変更したときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を袖ヶ浦市長へ報告する。

《解説》

- ・ 本項は、自衛水防組織を設置しない場合には省略することができます。
- ・ 自衛水防組織活動要領の作成にあたっては、別添「自衛水防組織活動要領(案)」を参考にしてください。

別添 自衛水防組織活動要領(案)

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権原者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権原者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター(最低限、通信設備を有するものとする。)を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権原者は、従業員の勤務体制(シフト)も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

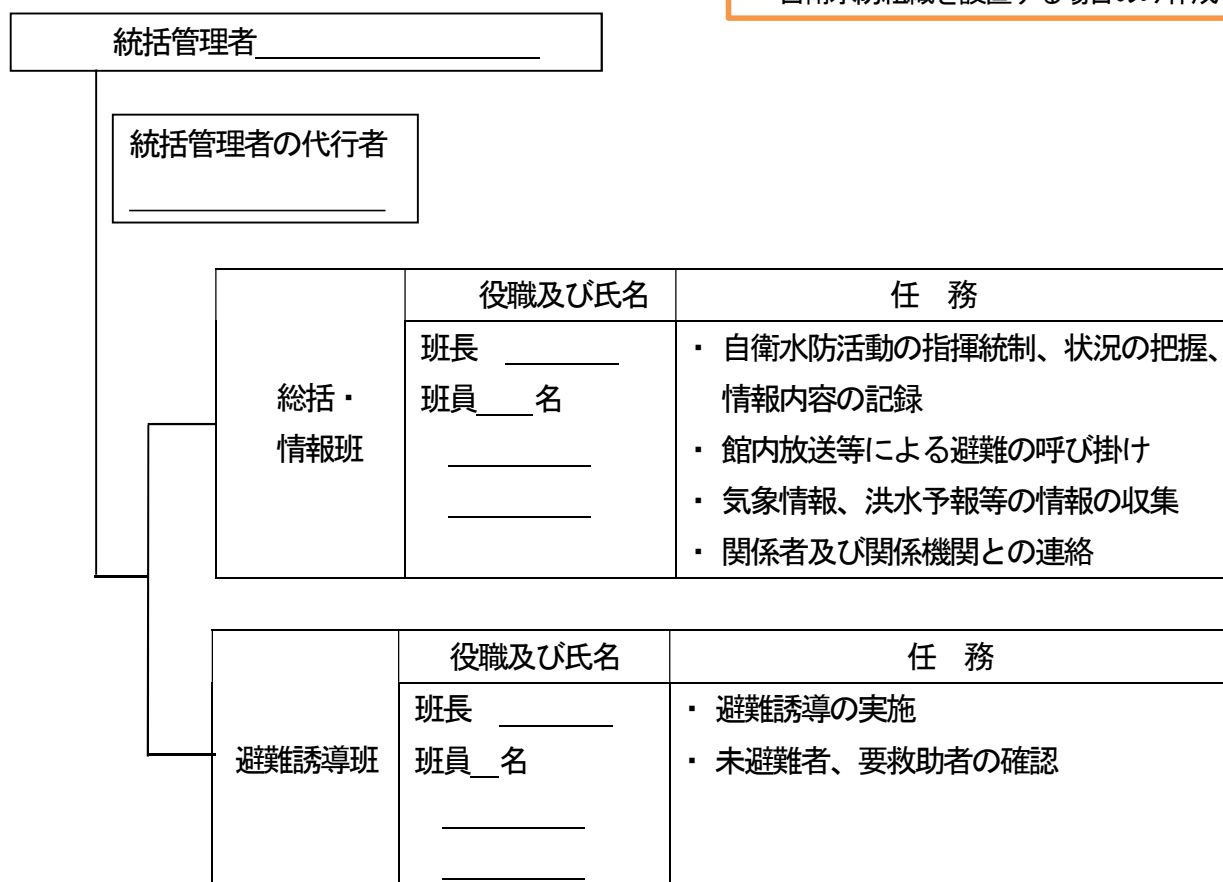
(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1 「自衛水防組織の編成と任務」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成



別表2 「自衛水防組織装備品リスト」

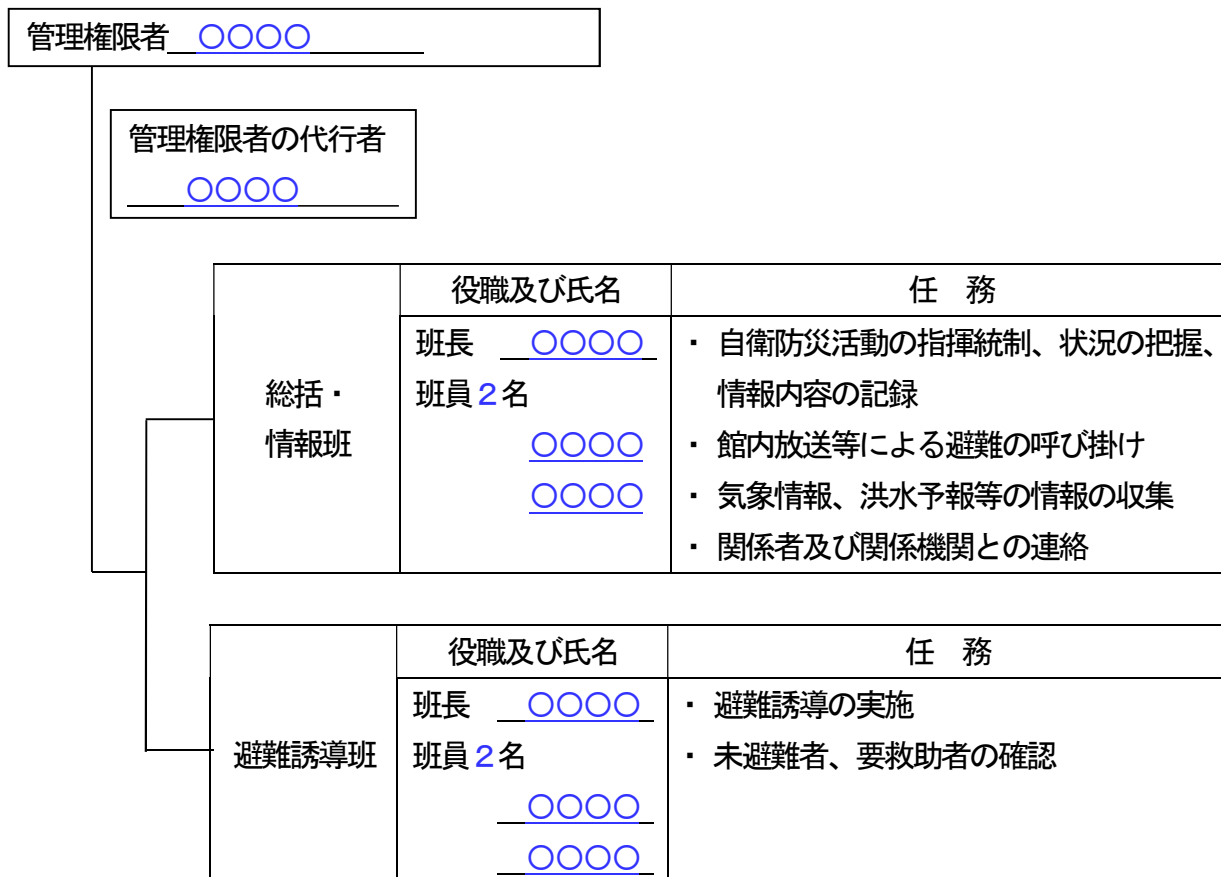
任務	装備品
総括・情報班	名簿（従業員、利用者等） 情報収集及び伝達機器（ラジオ、タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 照明器具（懐中電灯、投光機等）
避難誘導班	名簿（従業員、利用者等） 誘導の標識（案内旗等） 情報収集及び伝達機器（タブレット、トランシーバー、携帯電話等） 懐中電灯 携帯用拡声器 誘導用ライフジャケット 蛍光塗料

<別紙>

■防災体制一覧表（自衛水防組織を設置しない場合）

袖ヶ浦市への提出は不要

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》



■外部機関等への緊急連絡先一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
避難誘導等の支 援者					
医療機関					

【添付資料】

■施設利用者緊急連絡先一覧表

袖ヶ浦市への提出は不要

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

施設利用者			緊急連絡先				その他（緊急搬送先等）
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

■緊急連絡網

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

袖ヶ浦市への提出は不要

氏名
連絡先

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

↓

↓

↓

↓

氏名	氏名	氏名	氏名
連絡先	連絡先	連絡先	連絡先

■対応別避難誘導方法一覧表

《記入例（既存のものがあればそれを活用）》

袖ヶ浦市への提出は不要

対応内容（※）	氏名	連絡先	移動手段	担当者	備考

※以下の該当番号を記入

（避難場所への移動）

1 単独歩行が可能、2 介助が必要、3 車いすを使用、4 ストレッチャーや担架が必要、5 そのほか

（その他の対応）

6 自宅に帰宅、7 病院に搬送、8 そのほか